

熊本牧場における防疫対策について<来場者編>

家畜改良センター熊本牧場では、肉用牛（褐毛和種）の育種改良・種雄牛生産を目的として、約 150 頭の褐毛和種を飼養しています。これらの飼養家畜を伝染性疾病から守るために、立入を制限する防疫エリア（日頃から防疫の為に立入を制限しているエリア）、さらに防疫エリアの中でも家畜を飼養する衛生管理区域を定めており（図 1）、それぞれ入退場の際には更衣、更靴、消毒等の防疫措置が必要となります。



現在、来場者の皆様に、これらの防疫体制に対して理解をしていただくため、ご案内する職員に対しての図や写真を用いたマニュアルの作成及び活用に取り組んでおりますので、ご紹介いたします。

牧場に入場する際は、事前に防疫対策の説明を受けていただくことを基本とし、最初に庁舎へ必ず立ち寄ることをお願いしています。またその際、庁舎入口の消毒マットで靴底の消毒をしていただきます。さらに、手指の消毒と来場者記録表への氏名や車両ナンバー等の記入も必要となります（図 2）。このとき、注意事項の遵守を確認することとしています。来場当日に他の家畜関係施設等に立入をしている場合や、1 週間以内に海外から入国している場合等は入場をお断りしています（図 3）。

の専用作業衣及び専用長靴の着用が必要となります。同時に、手指の洗浄及び消毒、踏込消毒の実施をしてからの入場をお願いしています。ここで再度、氏名や消毒実施状況の記入をしていただきます（図5）。

車輛は、原則として来客者駐車場に駐車していただき、防疫エリア内に進入することはできません。ただし、業者等で車輛を防疫エリアあるいは衛生管理区域に進入する必要がある場合は、職員立会の下、車輛消毒を実施します。また、防疫エリア内で降車する場合には、場内移動用の長靴を着用し、座席足元には専用のマットを敷いて、ハンドルの消毒も行います（図6）。衛生管理区域に進入させる車輛は、防疫エリア用のマットとは別の専用マットを敷くなど条件をさらに厳しくしており、汚れの著しい車輛は進入することができません（図7）。

このように、当场への入場にはさまざまな制限があり、来場者の皆様に協力をいただくことで、家畜伝染病の侵入及び発生を未然に防いでいます。今回ご覧いただいた防疫対策のマニュアルは、牧場職員にとって、種々のケースに応じて来場者に防疫対策への協力を求める際に、視覚的に理解しやすく、迅速かつ正確な対策の実施に有用であると考えています。畜産関係者の皆様におかれましては、当场の来場者に対する防疫体制及び牧場内における防疫対策の理解醸成への取組が少しでも参考になりましたら幸いです。

外来者の車輛の進入（防疫エリア等）

- ❑ 原則として、車輛は来客者駐車場に駐車させ、車輛進入防止柵から先の防疫エリア内への進入を禁止する。
- ❑ 防疫エリア及び衛生管理区域への進入が必要と認められる車輛については、職員立会の下、消毒を実施した場合に限り進入を認める。
- ❑ 場内のほ場等に進入させる場合は、ほ場等の入口における消毒噴霧器又は石灰バンド、防疫エリア入口の車輛消毒槽のいずれかによりタイヤ回りの消毒を実施する。

防疫エリア内で降車する場合

①場内移動用長靴を着用し、踏込消毒を行う。

②専用のマットを敷いた上で車輛に乗車する。

③消毒液を含ませたシート等でハンドルを清拭する。

❑ 退場時にも、消毒噴霧器又は石灰バンド、防疫エリア入口の車輛消毒槽のいずれかによりタイヤ回りの消毒を実施させ、消毒液を含ませたシート等でハンドルを清拭させる。

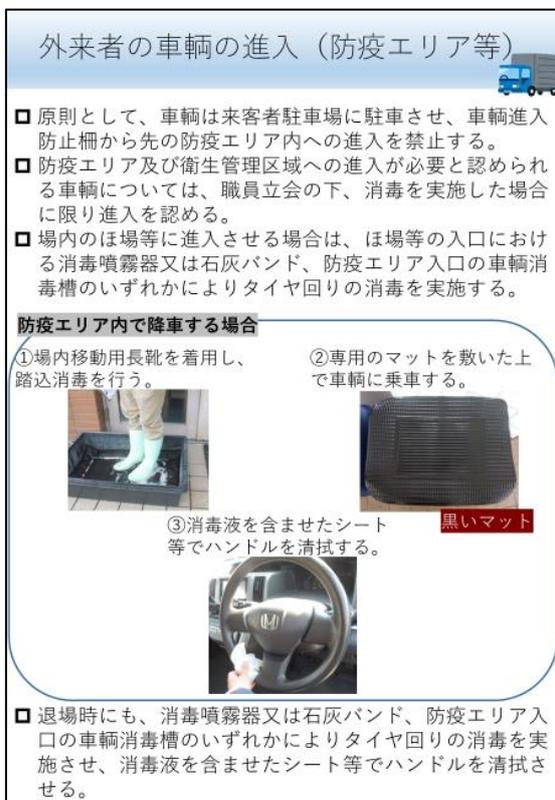


図6 防疫エリア等への車輛の進入

外来者の車輛の進入（衛生管理区域）

- ❑ 車輛が衛生管理区域内に立ち入る場合、職員の指示又は立会の下、進入させる。
- ❑ 衛生管理区域に進入する車輛については、動力噴霧器により車輛下部（足回り等）の消毒を行う。
- ❑ 土や埃等の付着が著しい車輛については、衛生管理区域内に進入させない。

衛生管理区域内で降車する場合

①専用作業衣及び専用長靴を着用し、踏込消毒を行う。

②専用のマットを敷いた上で車輛に乗車する。

③消毒液を含ませたシート等でハンドルを清拭する。

❑ 進入経路は、牛舎内で使用する車輛の作業動線との交叉が必要最低限となるよう配慮する。

❑ 頻繁に出入りする業者等、家畜防疫上適切な対応が認められている場合、職員立会を省略できる。



図7 衛生管理区域への車輛の進入

（以上）